

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときの翌日)

目 次

◇告 示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
保安林の指定予定（二件）（森林保全課）
保安林の指定の解除予定（〳）
土地収用法による土地の立入り（管理課）
土地収用法による事業の認定（〳）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等
の一部改正（会計課）

告 示

鳥取県告示第六百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業佐摩地区農道整備）に係る土地改良事

業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

境港市財ノ木町字上灘一の五〇地先、佐斐神町字砂濱一 七の一五地先、字砂濱二 八の一一地先、字砂濱三 二五の二三地先、字砂濱四 二九の一七地先（以上五筆 国有林）

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第七百一号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町福尾字下河原五七三の一地先、五七三の五地先、字坂ノ下五八八地先、字中坪五九三地先、字倉垣六四七の一地先、六四八地先、字四反田六八二地先（以上七筆国有林）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第七百二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字ナメラ谷一三二〇・字生子山一三五四の一・一三六四の一・一三六四の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三六四の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第七百三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空電線路 中国東幹線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町舟場字鉦山、津地字峠谷東平、字峠谷西平、字奥メウガ谷、字下ノ谷、字上ノ谷、字石原平、字曲ノ上エ、字行岸ノ上エ、字行岸詰及び字矢下タ、野田字長ウネ奥ノ塔、字小屋床山及び字宮谷西平ラ、本郷字出口行岸ノ下モ、字田代、字大谷畑、字上ミノ藪、字釜ノ谷、字桐ノ木塔、字カシキ谷及び字野路谷並びに高尾字野路山、字野路大塔、字小丸丹後畑、字丹後畑、字小吹ノ上ミ井手下モ、字小吹ノ上ミ井手上エ、字小吹ノ上ミ御崎谷及び字シシノ又タ並びに日野郡溝口町畑池字大畑、字森谷奥、字土居谷奥、字上ノ名谷、字番匠谷奥、字池田山、字北谷奥、字樋ヶ谷、字北谷、字中野谷尻、字與太郎田、字金屋、字桂木、字堂原谷、字岡田畑、字四十九尻、字四十九、字石垣、字八郎兵衛谷、字谷中、字葛蒲塔、字土居ヶ原、字谷中西山、字大歳下モ、字大歳、字谷中東山、字土居廻り及び字九郎兵衛谷並びに福岡字石垣、字石垣山、字峠谷ノ一、字峠谷ノ二、字幣山、字幣山奥、字郷原山及び字向谷地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十年十一月四日から平成十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第七百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

農業集落排水事業山郷地区処理施設建設工事

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字尾見字上ミ倉皆地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡智頭町大字智頭二〇七二一

智頭町役場

鳥取県告示第七百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年六月二十九日 鳥取県指令米土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字今津字岸ノ前
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吹田市豊津町九一
株式会社 ローソン
代表取締役 藤原 謙次

鳥取県告示第七百六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成十年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表鳥取県信用漁業協同組合連合会の項中

賀露支店
鳥取市賀露町北
一丁目

に改め、第三号の表鳥取いなば農業協同組合の項中

賀露支店
鳥取市賀露町
を

賀露支店
鳥取市賀露町

を
賀露支店
鳥取市賀露町南
四丁目

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】